

静岡県告示第620号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和5年10月20日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

重須寺ノ上No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
沼津市		重須		次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から15号までを順次結んだ線、昭和63年11月15日静岡県告示第1112号で指定した標柱4号から6号、同告示で指定した標柱6号と15号及び同告示で指定した標柱4号と12号を順次結んだ線に囲まれた区域
				640-1 12号
				640-1 13号
				22-1 14号
				19-3 15号